広陵町建築工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、広陵町建築工事(設備工事を含む。以下「建築工事」という。)に係る工事成績の評定(以下「評定」という。) に必要な事項を定め、もって厳正かつ的確な評定の実施を図ると ともに受注者の指導育成及び適正な選定に資することを目的とす る。

(評定の対象)

第2 評定の対象とする建築工事は、広陵町建築工事検査要領(令和2年5月21日制定。以下「検査要領」という。)に基づき1件当たり130万円以上の工事(簡易な維持修繕工事、仮設工事及び建物の解体・撤去工事等は除く。)とする。

(評定者)

第3 建築工事成績の評定者(以下「評定者」という。)は、広陵町建築工事監督要領(令和2年5月21日付け広総第44号)第 5に定める総括監督員、一般監督員及び広陵町建築工事検査要領 (令和2年5月21日付け広総第45号)第5に定める検査職員 とする。

(評定の時期)

第4 総括監督員及び一般監督員にあっては、完成及び完済部分検 査の時期に行い、検査職員にあっては、既済部分検査を除き、検 査の都度行う。

(評定の内容と方法)

- 第5 工事成績の評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。
- 2 評定は、必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立し

て的確かつ公正に行うものとし、評定の方法は次に掲げる事項に よる。

- (1) 評定は「工事成績採点表」(建築第4-1号様式から建築第4-3号様式まで)、「細目別評定点採点表」(建築第5-1号様式から建築第5-2号様式まで)、「考査項目別運用表」(別紙1から別紙3まで)、「考査基準特記事項」(別紙4)及び「施工プロセスチェックリスト」(別紙5)により行うものとする。
- (2) 工事における「工事特性」、「創意工夫」及び「社会性等」 に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出でき るものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。 (評定の結果の通知)
- 第6 評定の結果は、「広陵町建設・建築工事成績評定の通知に関する規程」(令和2年5月21日付け広総第51号)に基づき、 受注者に通知するものとする。

(評定の修正)

- 第7 評定者が評定を行った後、受注者の責に帰する瑕疵や不具合 が確認された場合は、評定の修正を行うものとする。
- 2 前項の規定に従い評定の修正を行ったときは、第6の規定に従い、遅滞なくその結果を受注者に再通知するものとする。

附則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。